

農地転用（４条・５条）許可申請について

※本申請の前に、申請地が転用可能な地域か担当者にご確認ください。

申請予定農地が、次のいずれかに該当が、計画段階で担当者に確認をお願いします。

1. 農業振興地域内の農用地である場合： 農用地区域除外申請の手続きが必要です。
2. 農地区分が第１種である場合： 原則、転用は不許可です。（不許可の例外規定を要する。）
3. 地域計画内の農地である場合： 地域計画から除外する手続きが必要です。

また、事業実施にあたり他法令等の許可等を要する場合は、許可等の見込みがあることの確認も併せて行ってください。

※申請書の受付期間は、毎月１０日～１５日（１１月・１２月については５日～１０日）頃を原則としています。しかしながら、変更する場合がありますので、受付期間は農業委員会事務局または、橋本市HPにてお確かめください。

※標準受付期間中に提出のあった申請については、書類等が完備されているものは受付をいたしますが、書類や計画等に不備がある場合は、受付できない場合がございますのでご承知ください。

※県知事の許可書交付までは、標準受付期間の最終日から数えて約８週間を要します。

申請は、①申請書に②～④の書類を添付してください

提出部数はすべて２部です。（原本１部、写本１部）

① 申請書

- ア. 申請書等に記入する面積は、すべて平方メートル（㎡）で記入してください。
- イ. 土地の所在、地目、面積等は、全部事項証明書（旧：土地登記簿謄本）に従って正確に記入してください。
- ウ. 申請書は、欄外（下）にある「記載注意」を参考に記入してください。
なお、申請書の３．転用計画（１）は、住宅・倉庫・資材置場・製造工場・店舗・貸駐車場（〇〇台）・山林（樹木名）等を具体的に記入し、同欄の工事計画の着工から完成予定年月日も記入してください。

② 全部事項証明書（旧：土地登記簿謄本）

※抵当権、地上権等権利設定があれば権利者の承諾書（様式は任意）を添付してください。

③ 付近見取図

申請地がわかりやすいよう付近の状況（公共施設・駅・その他目標物等）を記入してください。（住居地図に位置を示すものでもよい。）

④ 地番図（１４条図面又は法務局備付け公図写し） 隣接地登記簿一覧表

申請地に隣接する土地の地番、地目、所有者名（農地の場合で耕作者が別にいる場合は耕作者名も）を記入してください。

なお、公図の写しが、現況と異なるときは、「現況図」を追加添付してください。

⑤ 申請地における建物・工作物等の配置図、計画平面図・立面図・排水計画図等

- ア. 転用計画の配置図に汚水・雑排水、雨水の排水計画を表示して下さい。（放流先の水路や河川を図示）また、土地の仕上げ（舗装や砂利敷、防草シート等）についても表示して下さい。
- イ. 切土又は盛土の計画について断面を表示して下さい。（整地の場合も図示）
- ウ. 建築物・工作物について、平面図及び立面図に、建築（設置）面積や高さがわかるように表示して下さい。

⑥ 土地選定理由書（別紙様式添付）

農地転用（地目変更）するに至った理由を詳細に記入してください。

用地の選定理由（農地を選んだ理由については、譲渡人（貸人）の理由も明記して下さい。）

- ⑦ 排水にかかる水利組合の同意書（別紙様式添付）
かんがい用水路へ排水する場合等には、水利組合に転用計画を説明し十分な協議・調整を行ってください。（水利組合が関係しない水路へ排水する場合は区長または自治会長に事業の説明を行い、同意を得てください。）
- ⑧ 土地改良区の意見書（土地改良区等への農地転用申出書）
・紀の川用水土地改良区、引の池土地改良区又は小田井用水土地改良区等の受益地が該当します。
・土地改良区の意見書発行について、決済金が必要な場合があります。
・諸手続きについては、各土地改良区にお問い合わせ下さい。
受益地の確認、決済金の支払い、意見書の発行手続き等は、各土地改良区へ直接お問い合わせください。
○紀の川用水土地改良区 電話 0736 - 77 - 2220
○引の池土地改良区 電話 0736 - 43 - 1557
- ⑨ 工事見積書
ア. 工事見積者の住所（所在）、氏名、捺印を要します。
イ. 山林については植林計画書（樹種、植付本数、時期、経費等の明細）を添付してください。
- ⑩ 資金証明書（預貯金残高証明書・金融機関の融資証明書等・通帳の写し）
- ⑪ 事業地の取得に係る契約書（売買契約書(案)や使用貸借・賃貸借契約書）等の写し
5条申請の場合に提出が必要です。
- ⑫ 履歴事項全部証明書
譲渡人又は譲受人が法人の場合は提出が必要です。
- ⑬ 隣接農地の同意書（別紙様式添付）
・地番図と照合のうえ作成してください。
・申請地に隣接する農地がある場合、その土地の所有者及び耕作者に対して転用計画を説明し十分な協議及び調整をお願いします。
・土地所有者及び耕作者から同意を得られない場合は、同意を得られなかった経過について、経過書（様式は任意）を添付してください。
- ⑭ その他
ア 申請者が、橋本市外の居住者である場合は、住民票を添付してください。
イ 当該事業に関連して他法令等の認可等を要する場合、許可書又は許可申請書の写しが必要です。
ウ 申請手続きに伴い委任状により権限を委任する場合は、申請人の自筆の委任状を提出してください。
エ 農業委員会が必要と認める場合には、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、官民境界明示の確定書等の写し等の添付を求めることがあります。
オ 太陽光発電施設の設置する場合、50kw 以上の場合は和歌山県、50kw 未満の場合は橋本市の太陽光条例の申請を行う必要があります。
カ その他、農業委員会が必要と認める書類。

※申請に関する詳細は、和歌山県「農地法関係事務処理手引き」をご参考ください。（和歌山県農林水産総務課ホームページに掲載）

<問い合わせ先> 橋本市農業委員会 TEL 0736 - 33 - 1503（直通）（R7.1月更新）